（以下、「甲」という。）と　　　　　　（以下、「乙」という。）とは、

　　　　　　　　　　　　　　（以下、「対象製品」という。）のモニタリングについて、次のとおり

覚書を締結する。

（モニタリングの実施）

1. 甲及び乙は、両者で決定した手順に基づき、モニタリングを実施するものとし、対象製品のモ

ニタリングに協力する者（以下、「協力者」という。）の人権を最優先し、協力者の安全に悪影響を及ぼす恐れのある行為を行わないものとする。

（有効期間）

第２条　本覚書の有効期間は 令和　年　　月　　日 から 令和　年　　月　　日 までとする。

（協力者の同意）

第３条　乙は、甲の協力の下、協力者に対して、事前にモニタリングの内容及び対象製品の使用方法や

　参加にあたっての負担とリスク等を十分説明し、自由意志によるモニタリング協力の同意を得るものとし、協力者のプライバシー保護に最大限配慮するものとする。

（モニタリングの中止等）

第４条　甲は、モニタリング期間中に事故が発生した場合及び前条の同意を撤回された場合には、直ち

にモニタリングを中止するとともに、速やかに乙及び川崎市に報告し、対応を協議するものとする。

（損害の賠償）

第５条　乙は、乙の責めに帰すべき事由により事故が発生し、甲又は協力者に損害を与えた場合には、

その損害を賠償するものとする。

（モニタリング評価の報告及び帰属）

第６条　甲は、モニタリング実施による評価結果を川崎市へ報告するものとする。

　２　前項の評価結果については、川崎市に帰属するものとする。

（その他）

第７条　甲乙は、次の場合には、協議の上、決定し、互いに誠意をもって対応するものとする。

1. 本覚書の内容に疑義が生じたとき
2. 本覚書に規定のない事項について、協議を行う必要が生じたとき

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管する。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　（モニター評価機関）

　　　　　　　　　　　　　　甲　住　　所：

法人名等：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　乙　住　　所：

団体名等：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印